

晴明丘南小学校いじめ防止基本方針

令和8(2026)年度

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主任、養護教諭、学年主任・学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

○ 職員研修で共通理解を図る。

○ 毎学期の「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○ スクールライフノートの「心の天気」や相談機能を活用して、相談体制の充実に努める。

○ スクールカウンセラーや関係機関と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) たてわり班活動の実施

○ たてわり班活動のなかで、協力したり協働したりすることを学習することにより、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) スマートフォンやパソコン等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○ 中学校や幼稚園と情報交換などを行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や子ども相談センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎学期「心のアンケート」の実施

6月、11月の第3～4週目、2月の第2週目に、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) みんな遊びの実施

休み時間の中で児童の様子に目を配ったり、「みんな遊び」を定期的の実施したりすることで、交友関係や悩みなどを把握する。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、直ちに「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※ 3日連続欠席→家庭訪問等による状況把握

7日連続欠席→家庭訪問による安否確認・安否確認できなければ委員会への報告書提出

10日連続欠席→教育委員会指導部へ一報

15日連続欠席→いじめの疑いのある「不登校児童連絡票」により教育委員会指導部に報告

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会（「第三者委員会」常設）に速やかに報告する。
- 教育委員会「第三者委員会」は、当該事案に対して、直ちに初動調査を行う。
- 教育委員会「第三者委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査の経過については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提示する。

※ 教育委員会常設の「第三者委員会」の委員は、専門性と第三者性（外部性・独立性）を基準として人選され、委員には必ず弁護士が含まれ、委員の氏名及び肩書は公表される。

（令和8年4月改訂）